

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月7日(月)午後3時から午後3時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	林	喜太郎	委員	2番	及川	正義	委員
3番	金杉	勝城	委員	4番	布施	陽子	委員
5番	高品	文敬	委員	6番	椎名	寛	委員
7番	布施	行雄	委員	8番	小林	須美子	委員
9番	太田	憲一	委員	10番	大木	武一	委員
11番	鈴木	茂	委員	12番	佐藤	正剛	委員
13番	石田	利之	委員	14番	安藤	幸春	委員
15番	穴澤	久男	委員	16番	伊藤	栄治	委員
17番	渡邊	弘仁	委員				

(2) 農地利用最適化推進委員 (8名)

18番	伊藤	輝夫	委員	20番	布施	利雄	委員
21番	加瀬	安男	委員	23番	鎌形	豊	委員
24番	山崎	幸治	委員	25番	塚本	繁雄	委員
27番	江波戸	和男	委員	29番	石橋	誠	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (4名)

19番	秋山	菊次	委員	22番	並木	昭男	委員
26番	木原	正勝	委員	28番	寺本	利幸	委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 　　ただ今から令和2年9月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議 長 　　本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、6番椎名寛委員、7番布施行雄委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 　　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番、3番及び4番は、利用権設定に関する件であります。番号2番及び5番から8番までは、所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号8番は、農地法第3条第2項第5号に該当していると思われるので、許可要件の例外規定である農地法施行令第2条第3項各号の該当について、御審議願います。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 　　番号1番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

1番 　　番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

5番 　　番号4番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

11番 　　番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

15番 　　番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

2番 　　番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われます。

番号8番について、譲受人の耕作面積は、許可要件の下限面積に達しておりません。しかしながら、申請地は狭小で農作業への支障が認められること、また、隣接農地の所有者が申請地を一体的に耕作しようとするものであるため、農地法施行令第2条第3項第3号の例外規定に該当すると思われることから、許可相当と考えます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑2筆計274㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6 番 番号1番について、譲受人は妻、子2人と市内で生活しております。現住居が老朽化による建て替え時期を迎えていることから、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和2年9月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。